

資料 2

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

生駒市議会基本条例（平成 25 年 12 月生駒市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「（質問等）」に改め、同条第 1 項中「質問する」を「質問又は質疑（同項において「質問等」という。）を行う」に改め、同条第 2 項中「議員の質問」を「議員の質問等」に改める。

第 20 条第 1 項中「向上」の次に「、議員の品位の保持等」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例(平成25年12月生駒市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(質問)</p> <p>第12条 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において<u>質問</u>するときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。</p> <p>2 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、<u>議員の質問</u>に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。</p> <p>(議員研修の充実)</p> <p>第20条 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(質問等)</p> <p>第12条 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において<u>質問又は質疑</u>(同項において「質問等」という。)を行うときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。</p> <p>2 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、<u>議員の質問等</u>に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。</p> <p>(議員研修の充実)</p> <p>第20条 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上、<u>議員の品位の保持等</u>を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。</p> <p>2 略</p>

(質問等)

- 第12条 議員は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会(次項において「本会議等」という。)において質問又は質疑(同項において「質問等」という。)を行うときは、論点の整理を行い、争点を明確にするよう努めなければならない。
- 2 議長から本会議等に出席を要請された市長等は、議員の質問等に対して、その趣旨を確認するための質問をすることができる。

【解説】

- 1 質問とは、市の行財政全般に対して疑義をただしつつ、自らの見解・提案を述べ、もって問題・課題、解決の道筋を明らかにし、より良い市政を実現するために行うものです。また、質疑とは、議題に供された事件について、疑義をただすものです。このため、質問者又は質疑者は論点を整理し、争点を明確にするよう努めることを規定しています。
- 2 質問等の趣旨が答弁する者にとって不明確であれば、質問等に対応した十分な答弁を行うことができません。そこで、市長等が、質問者又は質疑者である議員に対して、質問等の趣旨確認ができることを規定しています。これは、前項と相まって、活発で建設的な議論が行われるようにするためのものです。

(議員研修の充実)

第20条 議会は、その政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上、**議員の品位の保持等**を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、広く各分野の専門家による研修会並びに市民及び議員が共に学ぶ研修会を積極的に開催するよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議会及び議員の責務を果たすために必要な、政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の強化と議員の資質向上、**議員の品位の保持等**を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならないことを規定しています。
- 2 議会は、議員研修の充実強化策として、学識経験者等、各分野の専門家を招いた議員研修会を積極的に開催するとともに、市民と議員とが共に学べる研修会も開催するよう努めなければならないことを規定しています。